

香川県喀痰吸引等研修（第3号研修）実施要綱

「社会福祉士及び介護福祉士施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修（以下「喀痰吸引等研修（第3号研修）」という。）の具体的な実施方法、修得程度の審査方法等について、下記のとおり定める。

I 喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について

1. 実施体制の整備

香川県は、各登録研修機関において、喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制を調整する機関として、複数の関係者により構成される「香川県喀痰吸引等研修（第3号研修）実施委員会」を整備する。

また、喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施主体である登録研修機関においても、当該研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修（第3号研修）実施委員会」（以下「研修委員会」という。）を整備する。

研修委員会は、喀痰吸引等研修（第3号研修）の担当責任者のほか、研修講師複数名、その他の関係者により構成することとし、「II 喀痰吸引等研修（第3号研修）の修得程度の審査方法について」に定める研修評価に関する実務のほか、本要綱において定める研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担う。

2. 研修事務

（1）研修実施計画の策定

喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施に先駆けて、研修実施日程、研修実施期間（1回あたりの喀痰吸引等研修の実施期間）、研修実施場所、研修委託の有無、研修受講定員、研修講師数、研修教材等設備調達方法、資金運用方法、修得程度審査方法、その他当該喀痰吸引等研修に関し必要な事項等を定めた研修実施計画を策定する。

また、研修実施計画の策定に当たっては、研修委員会の構成委員のほか、喀痰吸引等研修（第3号研修）に関与する経理担当者等、必要な者についても適宜参画できるものとする。

策定した研修実施計画については、研修実施主体における組織的な承認を得るとともに、より適切妥当な研修実施に資するよう、適宜、見直しや検証を行うよう努める。

研修実施計画は、省令及び通知に定める研修の実務に関する規程（業務規程）との整合性を図るとともに、その策定単位については、研修実施期間や実施年度、実施場所等を勘案した上で策定する。

研修受講者の研修受講進捗状況等の管理については、当該研修実施計画に基づき行うこととし、「（別紙様式1）喀痰吸引等研修管理簿」により管理する。

また、登録研修機関においては、香川県からの求め等の必要に応じ、適宜提出を行えるようにしておくこと。

なお、登録研修機関は香川県に対して、適宜、研修実施結果の報告を行う場合においては、

「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知）別添1「喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について」中の「（別紙2）喀痰吸引等研修実施結果報告書」により行うこと。

（2）研修教材の選定

研修教材については、以下に示す教材等を参考とし、研修委員会において選定を行うものとするが、以下に示す教材に代わる研修教材を使用しても差し支えない。

○研修テキスト（指導上の手引きを含む。）

- ・平成30年度障害者総合福祉推進事業において介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究編纂委員会が作成した『喀痰吸引等研修テキスト 第三号研修（特定の者対象）』

○「喀痰吸引等研修 指示書」

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305 第1号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知）の別添1中、別紙様式34に定める「介護職員等喀痰吸引等指示書」

○「喀痰吸引等研修 計画書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」（平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）の別添様式1『喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書』

○「喀痰吸引等研修 同意書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」（平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）の別添様式2『喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書』

○「喀痰吸引等研修 報告書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」（平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）の別添様式3『喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書』

○ヒヤリハット様式

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」（平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）の別添様式4『喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書』

（3）研修講師の選定

喀痰吸引等研修（第3号研修）の業務を実施する研修講師については、研修委員会において公正・中立な選定を行うこととするが、研修委員会構成委員が研修講師を兼務することでも差し支えない。

研修講師の選定を行うに当たっては、講師要件との整合性や適正等を十分に審査するとともに、適宜、当該研修講師候補者への面接、ヒアリング等を行う。研修講師に提出させる履歴については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発0330第43号厚

生労働省社会・援護局長通知) 別添 1「喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について」中の「(別紙 3) 喀痰吸引等研修講師履歴書」を参考とし行う。

研修講師については、以下の区分に基づく管理を行う。

- ・講義を担う研修講師：講義担当講師
- ・演習を担う研修講師：演習指導講師
- ・実地研修を担う研修講師：実地研修指導講師

(4) 筆記試験に関する事務

基本研修(講義)における修得程度の審査(知識の定着の確認)として行われる筆記試験については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知) 別添 1「喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について」中の「(別紙 4) 筆記試験事務規程(参考例)」を参考に研修委員会において策定するとともに、当該筆記試験問題の作成、筆記試験の実施、審査判定等の実施事務について責務を担うものとする。

(5) 実地研修に関する事務

実地研修の実施については、研修委員会において事務規程等を策定した上で、実地研修を行う機関「以下「実地研修実施機関」の選定においては、以下「(6) 実施研修実施機関選定基準」を参考に策定を行うものとする。なお、実施研修実施機関への委託承諾については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号厚生労働省社会・援護局長通知) 別添 1「喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について」中の「(別紙 5) 痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書」を参考とし行うこと。

(6) 実地研修実施機関選定基準

実地研修指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。なお、実地研修指導講師については、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)について」(平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 別紙「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象) 実施要綱」に基づき実施された指導者養成研修の修了者であること。

当該管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合には、その家族等(以下、「実地研修協力者等」という。)の書面による同意承認(同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。)、事故発生時の対応(関係者への報告又は利用者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。)、実地研修協力者等の秘密の保持(関係者への周知徹底を含む。)等に関する規程整備がなされていることなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。

出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

(7) 実施研修内容

基本研修

科 目			時間数
講義	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	・ 障害者自立支援法と関係法規 ・ 利用可能な制度 ・ 重度障害児・者等の地域生活 等	2
	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	・ 呼吸について ・ 呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・ 人工呼吸器について ・ 人工呼吸器に係る緊急時対応 ・ 喀痰吸引概説 ・ 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・ 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 喀痰吸引の手順、留意点 等	3
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・ 健康状態の把握 ・ 食と排泄（消化）について ・ 経管栄養概説 ・ 胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・ 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 経管栄養の手順、留意点 等	3
演習	喀痰吸引等に関する演習 (シミュレーター演習)(※1)	・ 喀痰吸引（口腔内） ・ 喀痰吸引（鼻腔内） ・ 喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・ 経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・ 経管栄養（経鼻）	1

※1 演習シミュレーター等を用いて、シミュレーター演習を実施し、演習指導講師によるプロセスの評価を行う。

実地研修

行為	研修の種類及び実施回数
口腔内の喀痰吸引	○現場演習(※2) 実地研修評価指導看護師等による評価(所定の判断基準)により、問題ないと判断されるまで実施。 ○現場研修(※3) 実地研修評価指導看護師等による評価(所定の判断基準)により、問題ないと判断されるまで実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

- ※2 実地研修の序盤に、実際に利用者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って、演習シミュレーター等を用いて現場演習を実施し、プロセスの評価を行う。
- ※3 評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。

3. 研修実施上の留意点

喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施にあたっては、以下の点に留意して行う。

なお、これらの留意事項についても、適宜、研修委員会において具体的な取り決めを行うとともに、研修を委託により行う場合においても同様の取扱とする。

- (1) 基本研修（講義）は集合的な研修実施で差し支えないが、基本研修（演習）については少人数のグループを編成して実施する。
- (2) 研修実施日程、研修開催期間、研修受講定員等の規模等の設定にあたっては、研修受講者の多くが現従事者（現に介護等の業務に従事している者）であること等の状況を鑑み、開講日や時間等について工夫をするなど、適宜受講し易い環境設定に配慮する。
- (3) 喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施主体である登録研修機関及び委託により実地研修を行う機関においては、当該研修事業の実施に先駆けて、損害賠償保険制度（実地研修を保険対象に含むもの）に加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置として適切な対応を図る。
- (4) 登録研修機関の委託により実地研修を行う場合、研修受講者が、委託を受けた実地研修実施機関の実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実地研修を実施した上で、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、「実地研修（現場研修）評価票」を用いて実施研修指導講師が評価した後、「実地研修（現場研修）評価票」を喀痰吸引等研修の実施主体である登録研修機関に送付すること。
- (5) 基本研修（講義）を免除することができる者は次のとおりとする。
 - ①「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において基本研修を履修したもの
 - ②平成24年度以降に登録研修機関等で実施される喀痰吸引等研修のうち第3号研修において基本研修を履修したもの
 - ③第29回介護福祉士国家試験を合格（登録証 試験合格年月 平成29年3月）または、平成28年度介護福祉士養成施設を卒業された方以降の介護福祉士
 - ④重度訪問介護従業者養成研修課程（統合課程）を修了したもの

なお、基本研修（演習）については、①、②、③、④に関わらず、研修受講者は、演習シミュレーター等を用いたシミュレーター演習を受講し、演習指導講師によるプロセスの評価を受けること。

（６）登録研修機関は、（５）の規定により当該基本研修の免除を受けたものが、喀痰吸引等研修（第３号研修）を受講するに必要な知識を有することを確認した上で実地研修を行うものとする。

４．修了証明書の交付等

登録研修機関は、研修を修了した介護職員等に対し（別紙様式２）修了証明書を交付するものとし、修了証明書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。

(別紙様式2)

第 号

修了証明書

氏 名 様

生年月日 (元号) 年 月 日生

あなたは、登録研修機関 が実施した 年度喀痰
吸引等研修 (第3号研修)において、(利用者氏名)氏に対して「(行
為名)」を実施するための研修の全課程を修了したことを証します。

年 月 日

(研修機関名)

Ⅱ 喀痰吸引等研修(第3号研修)の修得程度の審査方法について

1. 筆記試験による知識の定着の確認

(1) 基本方針

基本研修（講義）については、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認すること。

(2) 出題範囲

以下のとおりとすること。

研修課程	出題範囲
施行規則 別表第3第1号の基本研修の講義	左同

(3) 出題形式

客観式問題（四肢択一）により行うこと。

(4) 出題数及び試験時間

出題数20問、試験時間30分を下限とし実施すること。

(5) 問題作成指針

以下ア～エに基づき作成すること。

ア 細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、喀痰吸引等を中心とした内容となるよう配慮すること。

イ 次のことについて基礎的知識を問う問題を中心とすること。

- ・対象者を観察した内容を適確に表現できる用語や指示が理解できる知識
- ・喀痰吸引等について行為の目的及び技術に関する知識

ウ 知識の想起及び理解を問う問題を中心に出題すること。

エ 試験問題の作成にあたっては複数からなる専門領域の異なる立場の者が検討し、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫すること。

(6) 合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とすること。

また、筆記試験の総正解率が9割未満の者については、「Ⅰ 喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について」に定める研修委員会において、その取扱方針を定めておくこと。

2. 評価による技能修得の確認

(1) 基本方針

基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施より、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技能を修得していることを確認すること。

(ア) 基本研修（演習）評価

研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式）、その他演習に必要な機器（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等）を用いて、シミュレーター演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価すること。

(イ) 実地研修評価

研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式）、その他演習に必要な機器（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等）を用いて、**現場演習**を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、実地研修指導講師が評価すること。

研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき**現場研修**を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実施研修指導講師が評価すること。

評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた**現場研修**を実施した上で行うこと。

(2) 実施手順

基本研修（演習）、実地研修（現場演習）及び実地研修（現場研修）の実実施手順は、以下のSTEP 1～STEP 7の順を踏まえ行うこととし、このうちSTEP 4～7について、以下に示す「基本研修（演習）、実地研修（現場演習）及び実地研修（現場研修）類型区分」の区分毎に、「基本研修（演習）及び実地研修（現場演習）並びに実地研修（現場研修）評価基準・評価票」（別添資料）を用いた評価を行うこと。

なお、具体的な実施手順については、以下に示す「実施手順参考例」を踏まえ行うこと。

STEP 1：安全管理体制確保（※現場研修のみ。）

実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、実地研修指導講師である医師が実地研修指導講師である看護職員とともに、研修受講者の現場研修の実施についての総合的判断を行う。

STEP 2：観察判断（※現場研修のみ。）

現場研修時において、実地研修指導講師は、定期的に、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。

STEP 3：観察

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。

STEP 4：準備

研修受講者が、研修講師である医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、基本研修（演習）又は実地研修（現場演習・現場研修）の実施に必要な準備を行う。

STEP 5：実施

研修受講者が、喀痰吸引等の基本研修（演習）又は実地研修（現場演習・現場研修）を実施する。

※経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。

STEP 6：片付け

研修受講者が、基本研修（演習）又は実地研修（現場演習・現場研修）で使用した物品等を片付ける。

STEP 7：記録、報告

研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態像を観察し、研修講師に報告する。

研修受講者が、基本研修（演習）又は実地研修（現場演習・現場研修）で行った喀痰吸引等について記録する。

※STEP 2～7において、在宅の場合等で研修講師が不在の場合には、指導の補助を行う者（医師、看護師等と連携している本人・家族、経験のある介護職員等）からの助言等を得て、実地研修協力者の状態像を確認した後、喀痰吸引等を実施するとともに、実施後に実地研修協力者の状態を観察する。また、終了後、記録を残し、当該記録や電話等による報告により、実地研修協力者の家族や指導看護師等に対して実施状況を報告する。指導の補助を行う者は、状態変化時等に指導看護師等に連絡する。

○基本研修（演習）、実地研修（現場演習）及び実地研修（現場研修）類型区分

施行規則上の行為 (施行規則別表第3)	類型区分		
	通常手順	人工呼吸器装着者： 非侵襲的／侵襲的人工 呼吸療法	半固形 タイプ
口腔内の喀痰吸引	1－①	1－②	－
鼻腔内の喀痰吸引	1－③	1－④	－
気管カニューレ内部の喀痰吸引	1－⑤	1－⑥	－
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	1－⑦	－	1－⑧
経鼻経管栄養	1－⑨	－	－

1－①：喀痰吸引　－口腔内吸引（通常手順）－

1－②：喀痰吸引　－口腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）－

1－③：喀痰吸引　－鼻腔内吸引（通常手順）－

1－④：喀痰吸引　－鼻腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスクまたは鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）－

1－⑤：喀痰吸引　－気管カニューレ内部吸引（通常手順）－

1－⑥：喀痰吸引　－気管カニューレ内部吸引（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）－

1－⑦：経管栄養　－胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）－

1－⑧：経管栄養　－胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形タイプ）－

1－⑨：経管栄養　－経鼻経管栄養－

○実施手順参考例

(ア) 基本研修（シミュレーター演習）実施手順（例）

- ①標準的なレベルの演習シミュレーターに対して、演習指導講師が1回の実演を行う。
- ②グループ試行として、研修受講者はグループになり1人1回実施し、演習指導講師はグループに対して、観察・指導を行う。
- ③演習指導講師は、演習実施毎に「基本研修（演習）評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。

(イ) 実地研修（現場演習）実施手順（例）

- ①実地研修協力者がいる居宅等の現場において、実地研修協力者が使用する吸引器等を使用し、演習シミュレーターに対して、実地研修指導講師が1回の実演を行う。
- ②研修受講者は、実地研修協力者が使用する吸引器等を使用し、演習シミュレーターに対して演習を実施し、実地研修指導講師は研修受講者に対して、観察・指導を行う。
- ③実地研修指導講師は、演習実施毎に「実地研修（現場演習）評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。

(ウ) 実地研修（現場研修）実施手順（例）

- ①実地研修協力者の状態像を踏まえ、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が実施可能かについて、医師である実地研修指導講師の承認を得る。
※初回実施前及び実地研修協力者の状態が変化した時点において必要。
- ②実地研修指導講師は、実地研修協力者の喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、研修受講者が実施可能かについて確認する。
- ③実地研修指導講師は、研修受講者が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修協力者の状態の安全等に注意しながら研修受講者に対して指導を行う。
- ④実地研修指導講師は、実施研修実施毎に「実地研修評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。

(3) 実施上の留意事項

(ア) 上記(2) STEP 1～7に示す実施手順における研修講師の役割分担について

演習指導講師又は実地研修指導講師である医師又は看護職員の役割分担については、以下の①及び②を参考として効果・効率的な実施を行うこと。

①STEP 2において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、実地研修指導講師である医師の判断を確認すること。

②STEP 3～7のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、演習指導講師又は実地研修指導講師である医師又は看護師が観察判断を行うこと。

(イ) 研修受講者の実施できる範囲について

実地研修においては、上記(2) STEP 4～7の研修受講者が実施する行為について、下表「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、(エ)の経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、基本研修(演習)及び実地研修(現場演習)のSTEP 5においても、演習指導講師又は実地研修指導講師である医師又は看護職員若しくは実地研修協力者の家族が行うこと。

○実地研修実施上の留意点

(ア) 研修受講者が行うことができる標準的な許容範囲

(イ) 一定の条件の下、かつ、実地研修指導講師との役割分担の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(ウ) 一定の条件の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(エ) 研修受講者が行うことができないもの

	喀痰吸引	経管栄養
(ア)	咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まであがってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修受講者が基本研修を踏まえた手順を守って行えば危険性は相対的に低いことから差し支えないこと。	経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、実地研修指導講師が行うことが望ましいが、開始後の対応は研修受講者によっても可能であり、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が行うことは差し支えないこと。
(イ)	以下の観点を踏まえ、研修受講者は咽頭の手前までの吸引を行うにとどめることが適切であり、咽頭より奥の気道の喀痰吸引については許容範囲としないこと。 なお、鼻腔吸引においては対象者の状態に応じ「吸引チューブを入れる方向を適切にする」、「左右どちらかのチューブが入りやすい鼻腔からチューブを入れる」、「吸引チューブを入れる長さを個々の対象者に応じて規定しておく」等の手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多いので留意すること。 ※ 鼻腔吸引においては、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血がまれではあるが生じる場合や、また、鼻や口から咽頭の奥までの吸引を行えば敏感な対象者の場合、嘔吐や咳込み等の危険性があり、一般論として安全であるとは言い難いため。	

(ウ)	気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど危険性が高いことから、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とすること。 特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行っている間は人工呼吸器を外す必要があるため、実地研修指導講師及び研修受講者は、安全かつ適切な取扱いが必要であることに留意すること。	
(エ)		経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。 経鼻経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう・腸ろうの状態そのものに問題がないかどうかの確認について、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。

(4) 評価判定

実地研修の総合的な評価判定は、研修受講者毎に、技能修得の判定を行うこと。

基本研修（演習）、実地研修（現場演習）及び実地研修（現場研修）の総合的な評価判定は、研修受講者毎に、技能修得の判定を行うこと。

(ア) 基本研修（演習）評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの演習を実施した上で、「基本研修（演習）評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとする。

(イ) 実地研修（現場演習）評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの演習を実施した上で、「実地研修（現場演習）評価票」の全ての項目についての実地研修指導講師の評価結果が「実地研修（現場演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとする。

(ウ) 実地研修（現場研修）評価判定

当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実地研修を実施した上で、「実地研修（現場研修）評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、連続2回「実地研修（現場研修）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行うこと。

また、登録研修機関から委託を受けて実施する場合、委託を受けた実地研修実施機関の実地研修指導講師は、当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実地研修を実施した上で、「実地研修（現場研修）評価票」の全ての項目について委託を受けた実地研修実施機関の実地研修指導講師の評価結果が、連続2回「実地研修（現場研修）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、「実地研修（現場研修）評価票」を登録研修機関に送付すること。

「実地研修（現場研修）評価票」の送付を受けた登録研修機関の指導講師は、「実地研修（現場研修）評価票」により、連続2回「実地研修（現場研修）評価基準」で示す手順どおりに実施できていることを確認し、研修修了証明書の交付を行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年 12 月 20 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。